

鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等利用要綱

第1章 施設設置内容及び利用対象者

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等（以下「スペース等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 首都圏における営業（販路拡大、受注開拓等）、情報収集等の活動を行う鳥取県・岡山県の中小企業等に対して、出張時の作業や首都圏進出時の活動拠点となるスペース等を提供し、その活動を支援することを目的とする。

(設置場所)

第3条 スペース等は、東京都港区新橋一丁目11番7号新橋センタープレイスビル2階に設置する。

(利用対象施設・設備)

第4条 利用対象施設及び設備は次の表のとおりとする。

施設名	設備内容
コワーキングスペース（42.6平方メートル）	机、椅子（24）、ロッカー（大・小）、Wifi、複写機
ミーティングルーム（9.0平方メートル）	接客テーブル（1）、椅子（6）等
電話ブース（1.0平方メートル）	—

(利用形態)

第5条 スペース等を利用できる場合は、次のとおりとする。

(1) コワーキングスペース

次の区分により、首都圏における営業、情報収集等の活動拠点として利用する場合

ア 長期利用 1月を単位とし、1月以上継続的に利用する場合

イ 短期利用 1日を単位とし、1月未満で利用する場合

(2) ミーティングルーム

商談、打合せ、応接等の場として利用する場合

(3) 電話ブース

商談、打合せ等のため携帯電話で通話する場として利用する場合

(利用対象者)

第6条 スペース等を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) コワーキングスペース（長期利用）

前条第1号アに定める長期利用（以下単に「長期利用」という。）ができる者は、長期利用を認めることが適当な者として鳥取県知事又は岡山県知事が認める者であって、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会会長（以下「会長」という。）が長期利用を承認したもの（以下「長期利用者」という。）とする。

(2) コワーキングスペース（短期利用）

前条第1号イに定める短期利用（以下単に「短期利用」という。）ができる者は、鳥取県内又は岡山県内に事業所を有する企業、各種団体等とする。

(3) ミーティングルーム及び電話ブース

ミーティングルーム及び電話ブースを利用できる者は、第1号又は第2号に該当するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、スペース等を利用できない。

- (1) 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（利用料金）

第7条 施設又は設備の利用料金は、次の表のとおりとする。ただし、金額欄記載の金額は消費税及び地方消費税を含むものとする。

区 分	金 額
コワーキングスペース（長期利用）	1月につき 16,000円
コワーキングスペース（短期利用）	1日につき 3,000円
ミーティングルーム	無 料
電話ブース	無 料
ロッカー	大 1月につき 5,000円 小 1月につき 3,000円
W i f i	無 料
複写機	実 費

- 2 前項のうち、利用開始時のコワーキングスペース（長期利用）及びロッカーの1月未満の利用料金については、日割計算により算出した額（1円未満の端数は切り上げ）とする。
- 3 第1項の利用料金が、スペース等の所在する物件に係る賃料の改定その他の諸事情により不相応となった場合には、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会（以下「協議会」という。）は利用料金の改定をすることができるものとする。

（利用料金の支払期限等）

第8条 利用料金の支払期限等は、次の表のとおりとする。

区 分	支払対象	支払期限	支払方法
コワーキングスペース（長期利用）及びロッカーの利用料金	1月,4月,7月,10月を始まりとする各四半期分	各四半期の前の四半期の末日まで ※利用開始時は利用の前まで	銀行振込
コワーキングスペース（短期利用）の利用料金	利用日分	利用の前まで	現金

- 2 前項の規定にかかわらず、長期利用者は、コワーキングスペース及びロッカーに係る第11条に規定する利用承認通知に記載する利用期間の利用料金の全額を、前項に規定する最初の支払期限までに一括して支払うことができる。

(利用時間等)

- 第9条 スペース等の開所日は、年末年始（12月31日から翌年1月3日までの期間をいう。）以外の日とする。
- 2 スペース等の利用時間は、原則として午前10時から午後6時までとする。
 - 3 スペース等の利用は、先着順を原則とする。

第2章 長期利用及びロッカーの利用

(長期利用申請)

- 第10条 長期利用及びロッカーの利用を希望する者は、様式第1号による利用申請書を原則として利用開始日の1月前までに会長に提出しなければならない。
- 2 利用申請書は、申請者の主たる事務所の所在する県を経由して提出するものとする。

(長期利用等承認)

- 第11条 鳥取県知事又は岡山県知事は、前条第1項の規定により提出された申請内容を審査し、長期利用等の承認の可否を決定する。
- 2 鳥取県知事又は岡山県知事は、申請を受け付けた日から10日以内に承認又は不承認について会長に文書で内申する。
 - 3 会長は、前項の内申を受けたときは直ちに承認又は不承認を決定し、申請者に文書で通知する。

(長期利用等の承認期間)

- 第12条 長期利用の承認期間は、利用開始の日から当該利用開始の日の属する年度の末日までとする。ただし、当該期間の満了の日の翌日から1年を超えない範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

(長期利用等の承認の延長手続)

- 第13条 前条の規定による承認期間の延長を希望する場合は、様式第2号による利用期間延長申請書を承認満了日の1月前までに会長に提出しなければならない。
- 2 前項の利用期間延長申請の承認手続については、第10条第2項及び第11条第1項から第3項の規定を準用する。

(利用承認の取消し等)

- 第14条 会長は、長期利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を取り消し、利用を停止することができる。
- (1) この要綱、関係する法令、規程等に違反したとき。
 - (2) 利用承認を受けた利用目的以外の目的で利用し、又はそのおそれのあるとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により利用承認を受けたとき。
- 2 スペース等を廃止する場合は、会長は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。
 - 3 前2項に定める場合のほか、スペース等が所在する物件に係る定期建物賃貸借契約が解除になった場合には、会長は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。

(利用中止の届出)

- 第15条 長期利用者は、利用者側の事由により期間の満了前に利用を中止する場合は、中止しようとする月の前の月の初日までに様式第3号の利用中止事前届出書により申し出るものとする。

(利用料金の返還)

- 第16条 長期利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付した利用料金のうち、未利用

月に係る利用料金を返還するものとする。

(1) 第14条第2項、第3項又は利用者の責めに帰さない理由により、長期利用ができなくなったとき

(2) 前条による届出を行った場合

第3章 短期利用及びミーティングルームの利用

(会員登録)

第17条 短期利用を希望する者は、様式第4号の短期利用会員登録申請書により予め会員登録を行うものとする。

2 鳥取県知事又は岡山県知事は、前項の規定により提出された申請内容を審査し、利用を承認することにより、スペース等の適正な運営ができないと認められる場合を除き、登録を行うものとする。

3 前項の決定を行うに当たっては、鳥取県知事又は岡山県知事は、会長に意見を求めることができる。

4 会員登録の費用は無料とし、登録有効期間は2年とする。ただし、申請内容に変更が生じた場合には、会員登録を受けた者は、必要に応じて登録事項の修正の届出を行うものとする。

(短期利用申込)

第18条 短期利用を希望する者は、前条の規定による登録を受けた後、利用希望日の当日までに様式第5号の利用申込書を会長に提出しなければならない。

(ミーティングルーム利用申込)

第19条 長期利用者がミーティングルームを利用しようとする場合は、利用希望日の当日までに様式第6号のミーティングルーム利用申込書を会長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、利用希望日の属する月の6月前の月の初日から受け付けるものとし、利用希望日が重複する場合は、受付日の早いものを優先して利用の可否を決定する。

3 短期利用を行う者は、短期利用の当日、予約状況に空きがある場合にミーティングルームを利用できるものとし、利用しようとする場合は、様式第6号のミーティングルーム利用申込書を会長に提出しなければならない。

(利用の可否の通知)

第20条 会長は、前2条の規定による利用申込みに対する承認の可否を利用を申し込んだ者に対し、通知する。

(利用予定の変更等)

第21条 短期利用を行う者及びミーティングルームの利用者（次条及び第23条において「短期利用者等」という。）は、自らの事由により利用の予定を変更又は中止する場合は、速やかにその旨を連絡しなければならない。

(短期利用者等の心得)

第22条 短期利用者等は、短期利用及びミーティングルームの利用に当たっては、この要綱及び会長又は会長が指名する者の指示等に従い、他の利用者の迷惑になることのないよう最善の配慮をしなければならない。

2 短期利用者等は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本来の利用目的以外に使用しないこと。

(2) 利用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 利用終了時には、原状回復すること。

(利用停止の指示)

第23条 会長は、短期利用者等が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用承認又は会員登録を取り消し、利用を停止することができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに違反していると認められたとき

(2) 利用申込書の内容が事実と相違していることが判明したとき

2 前項の規定による利用承認又は会員登録の取消しによる短期利用者等の損害については、短期利用者等の負担とし、鳥取県及び岡山県はこれを負わないものとする。

第4章 共通事項

(指示)

第24条 会長は、スペース等の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は指示をすることができる。

(賠償責任)

第25条 利用者は、故意又は重大な過失によりスペース等の建物、設備、備品及び什器等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第26条 他の規則又はこの要綱に定めるもののほか、スペース等の利用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日前に、鳥取県東京ビジネスオフィス利用要綱（平成21年8月18日鳥取県商工労働部長通知）により、長期ブースの利用の承認又は短期ブース及び商談室の利用の登録を受けた者及び鳥取県技術人材バンクについては、この要綱による長期ブースの利用の承認又は短期ブース及びミーティングルームの利用の登録を受けた者とみなす。

2 前項の場合において、鳥取県東京ビジネスオフィス利用要綱に基づき、長期ブースを利用し、又は短期ブース及び商談室の利用の登録を受けた期間については、この要綱に基づく長期ブースの利用又は短期ブース及びミーティングルームの利用の登録の期間に通算するものとする。

3 岡山県知事の内申に係る長期ブースの利用については、平成26年10月1日からとする。

4 岡山県内に本店又は主たる事務所を置く企業等で、平成26年10月1日から長期ブースの利用を希望する者は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成26年8月20日までに同項の利用申請書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。